

さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭において入浴することが困難な重度身体障害者（児）に対し、移動浴槽車を派遣して、定期的に行う入浴サービス（以下「訪問入浴サービス」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 訪問入浴サービスを利用できる者は、入浴を希望し、かつ、家庭において入浴が困難な者で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で1級又は2級の障害を有していること。
- (2) 市内に住所を有していること。
- (3) 社会福祉施設に入所していないこと。
- (4) 病院等に入院していないこと。

(利用回数)

第3条 訪問入浴サービスの利用回数は、1年度104回以内とし、1月の利用回数は10回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中に第6条の規定による申請を行った場合は、1年度の利用回数は、別表1のとおりとする。

(サービス内容)

第4条 入浴サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、洗髪等
- (2) 血圧、脈拍、体温測定等健康管理
- (3) 健康相談及び助言指導
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な処置

(利用時間)

第5条 訪問入浴サービスの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(申請)

第6条 訪問入浴サービスを利用しようとする者は、訪問入浴サービス利用申請書(様式第1号)に訪問入浴サービス総合健康診断書(様式第2号)を添えて、市長に申請しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、訪問入浴サービスの利用の可否を決定し、訪問入浴サービス決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、前条の訪問入浴サービスの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可を取り消すことができる。

- (1) 病気その他健康上の理由により、入浴が困難と認められるとき。
- (2) 第2条に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (3) 偽り又は不正の手段により利用していることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により訪問入浴サービスの利用許可を取り消したときは、訪問入浴サービス利用取消通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(利用者の負担額)

第9条 利用者は、別表2に規定する負担額を利用した訪問入浴サービス事業者(以下「事業者」という。)に支払うものとする。市長は、利用者負担額を毎年度の4月1日に更新し、訪問入浴サービス利用者負担額決定通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、訪問入浴サービスを利用するときは次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医師と相談し、健康管理に気を付けること。
- (2) 健康状態により支障があると認められるときは、入浴を中止すること。

(3) 入浴する際には、必ず介護者を立ち合わせるとともに、介護に当たらせること。

(4) 病気その他の理由により訪問入浴サービスを利用できなくなったときは、入浴指定日の前日までに、その旨を事業者に届け出ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(費用の助成)

第11条 市長は、次の各号による訪問入浴サービスの実施に要する費用から、第9条に規定する利用者の負担額を減じた額を助成するものとする。

(1) 訪問入浴サービス 12,500円(1回あたり)

(2) 部分浴及び清拭 8,750円(1回あたり)

(登録の資格)

第12条 訪問入浴サービス業務を行うことができる事業者は、介護保険の登録を受けたものとする。

(登録の申請)

第13条 前条の規定による登録を受けようとする事業者は、訪問入浴サービス事業者登録申請書(様式第6号)により市長に申請するものとする。

(登録の通知等)

第14条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録するか否かを決定し、その旨を訪問入浴サービス事業者決定・却下通知書(様式第7号)により事業申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第15条 事業者は、登録の取消しを受けようとするときは、訪問入浴サービス事業者登録辞退届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合のほか、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を取消することができる。

(1) 第12条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 不正行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業者として不相当と認めたとき。

(登録事項の変更)

第16条 事業者は、訪問入浴サービス事業者登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、訪問入浴サービス事業者登録事項変更届（様式第9号）により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(事業者の遵守事項)

第17条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者ごとに従事者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、サービス提供時に事故等が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

4 事業者は、その事業の提供により知り得た個人の情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者又は家族等の承諾があった場合は、この限りでない。

(費用の請求)

第18条 事業者は、訪問入浴サービスに係る費用を請求しようとするときは、訪問入浴サービスを実施した日の属する月ごとに集計し、翌月10日までに、訪問入浴サービスの実施状況及び利用者の健康状態の報告書を添付して、市長に請求するものとする。

(費用の支払)

第19条 市長は、前条の規定による費用の請求があったときは、その内容を照合して支払の額を確定し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、訪問入浴サービスの委託を受けている事業者については、この要綱の相当規定により登録したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年7月10日）から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
日数	104回	99回	90回	81回	72回	63回	54回
申請月	11月	12月	1月	2月	3月		
日数	45回	36回	27回	18回	9回		

別表 2（第 9 条関係）

訪問入浴 1 回あたりの利用者負担額

世帯区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で本人収入 8 0 万円以下の方	1 0 0 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯	2 0 0 円
一般 1	市町村民税課税世帯で市民税所得割 1 6 万円未満（利用者が 1 8 歳未満の場合は 2 8 万円未満）	4 0 0 円
一般 2	上記以外	4 0 0 円

- 備考 1 世帯区分および世帯の収入状況は障害福祉サービスに準ずる。
- 2 当分の間、軽減措置として、低所得 1・低所得 2 の利用者負担額は 0 円、一般 1 についての利用者負担額は 2 0 0 円とする。
- 3 この表の利用者負担額における市町村民税の額は、利用者及びその者と同一の世帯に属する者を指定都市（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市をいう。）以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 この表の利用者負担額における市町村民税の額は、さいたま市寡婦（夫）控除のみなし適用の実施に関する要綱に規定する寡婦（夫）控除のみなし適用を考慮し算定するものとする。